報告書「中信地区特別支援学校のあり方について」についての見解

１　はじめに

　2014年4月に設置された長野県特別支援教育連携協議会（以降「連携協議会」）は、2015年2月3日に5回目の会合をもち、「中信地区特別支援学校のあり方について」の報告書をまとめて県教委に提出しました。今回の報告書では、養護学校の過密・過大化の解消のために、一般就労をめざす高等部生徒のための「学びの場」を児童生徒数の少ない障害児学校に新設することや、集団規模の確保や重複障害児童生徒への支援の充実のために障害児学校を再配置することなどを提案しています。

【「中信地区特別支援学校のあり方について」で示された課題解決のための対応策】

Ａ 後期中等教育の充実を視点にした教育環境の整備

Ｂ 通学利便性を視点にした教育環境の改善

Ｃ 医療的ケアの必要な児童生徒の安全・安心な体制整備

Ｄ 集団規模が大きくなることを活かした社会性の育成に向けた 教育の充実

Ｅ 盲学校・ろう学校と知的障がい特別支援学校との連携による重複障がい児童生徒への支援の充実

Ｆ 準ずる教育（教科指導）のための専門性の確保

Ｇ 市町村教育委員会との連携による交流及び共同学習の推進

Ｈ 総合的な相談センター機能の検討

Ｉ 特別支援学校のセンター的機能の強化

２　協議のあり方について

「連携協議会」は、県レベルにおける教育、医療、福祉、労働などの諸分野との連携がすすめられるようにすることを目的とした会合です。しかし、今回の「連携協議会」では本来の目的を矮小化し、中信地区の養護学校の過密・過大化を喫緊の課題として特定し、協議してきました。

委員の構成について、私たちは、保護者、現場教職員、障害者を全体の半数とし、公募制を取り入れることなどを要望してきましたが、15名の委員のうち1/3を超える6名が校長・元校長でした。かろうじて公募委員として、安曇養護学校の寄宿舎教員と松本養護学校のPTA副会長が選ばれましたが、現場の意見を反映できる委員構成とは到底言えません。また、これまで認めていた教職員組合からの推薦を一方的になくした事は信頼関係を揺るがすものです。

さらに、これまで「連携協議会」は2年間かけるのが通例でしたが、今回は1年間で報告をまとめました。あまりに拙速であることに加え、協議の内容がほとんど現場の教職員に知らされることなく行われてきたことは問題です。

３　報告書について

(1)人的・物的配置の充実にかかわって

今回の報告書では、養護学校の過密過大化への対応、後期中等教育や医療的ケアの充実などの諸課題解決のために「今ある特別支援学校の人的資源・物的資源を有効活用」することが「基本的考え方」として示されており、新たな人的配置・物的配置に消極的です。そのため、「障がい種ごとの教育の専門性の充実を図る」としながら障害種の異なる児童生徒が学習の場を共有することを前提としていたり、教科指導の専門性の確保について兼務による教員配置を想定したりしています。一人ひとりの子どもに合った豊かな教育を保障できるのか疑問です。そもそも長野県の障害児学校の教職員は教職員定数の標準を定めた法律に照らしておよそ300人不足しています。また、文科省の「平成25年度公立学校施設実態調査報告」によると、必要面積に対する充足率は小学校で100.0％、中学校で108.0％、高等学校で86.9％に対し、障害児学校は66.9％でした。長野県の障害児学校に限れば、充足率は48％と劣悪です。今ある人的資源・物的資源の中で再編整備を行うことは、すでに限界に達しています。長野県の特別支援学校に通う児童生徒1人当たりの教育費が、全国平均と比べて約116万円も少ないことから考えても、県教委は十分な予算措置を講じる必要があります。

(2)長野地区の特別支援学校再編整備の総括にかかわって

また、先行して行われた長野地区の特別支援学校の再編整備について総括を行っていない点も問題です。07年～08年の「連携協議会」では、多くの保護者・教職員の反対を押し切り、長野盲学校に朝陽校舎（長野養護学校高等部）、長野ろう学校に三輪校舎（長野養護学校小学部）を開設する案をかため「長野地区特別支援学校再編整備計画」が策定されました。実際、開設された朝陽校舎や三輪校舎については、これまで現場からも様々な問題点が指摘され改善が求められています。それだけに私たちは、今回の「連携協議会」で中信地区の再編整備を検討するにあたって、長野地区の総括をもとに議論することを再三にわたり要望してきました。しかし、県教委は総括を行わず、「連携協議会」の中で当該校の校長を招き、報告というかたちで扱うのみで極めて不十分な内容です。長野県の障害児教育をさらに充実させるため、県教委は自らの施策に対しての総括や評価を行い、必要な見直しを行うべきです。

(3)専門性の向上と支援の充実にかかわって

　　障害種の異なる児童生徒が学習の場を共有することについても様々な懸念があります。報告書では、集団規模が大きくなることによって社会性やコミュニケーション力の育成が期待できることや、重複障害児童生徒への支援が充実することが挙げられています。しかし、「連携協議会」の中でも、「同じ障害種の仲間が集まる安心感、静かでゆとりのある環境」の中で「力をつけて卒業されていく例が多い」という盲学校現場からの報告や、「障害種に応じた専門的な教育、学習、指導の方が大切」「感覚障害と知的障害の組み合わせとか、感覚障害と感覚障害の組み合わせは、お互いのメリットを使えない」という委員からの指摘もありました。集団規模が大きくなれば社会性やコミュニケーションの力が身につく、障害種の異なる児童生徒が集まれば重複障害児童生徒への支援が充実するといった考え方はあまりにも短絡的です。児童生徒が安心できる環境の中で、安心できる友達や教師とじっくりかかわることができてこそ、自分の思いを発信したり、相手の思いを受け止めたりすることができるようになるのではないでしょうか。また、重複障害児童生徒への支援の充実については、教職員が学ぶ余裕もないほどに多忙を極めている現状を改善することこそ先決です。長時間過密労働が常態化する学校現場では、保護者の目から見ても「先生方がいっぱいいっぱいになっている」「勉強する時間がなかなか取れないんじゃないか」と感じるほどです。教職員を増やし、一人ひとりの子どもにじっくりと寄り添いながら、お互いに語り合い、学び合うことができる環境をつくっていくことこそ、専門性の向上や支援の充実につながるはずです。

４　おわりに

　2011年に県下初の市立障害児学校である須坂市立須坂支援学校が開設され地域住民から歓迎されています。多くの保護者・教職員は、安上がりな数あわせで対応するのではなく、障害児学校の小規模化・地域化をすすめることを願っています。日本が障害者権利条約を批准してから1年を迎えました。憲法に準ずるこの条約は、「他の者との平等」をうたいあげており、「新しい権利」や「特別な権利」を求めるものではありません。せめて小・中学校や高等学校並みとなるよう、小規模化・地域化へ向けて学校建設をすすめ、身近な地域で一人ひとりに合った教育の場を保障していくことこそ大切です。そのような視点から、私たちは引き続き必要な意見反映を行っていきます。

2015年4月16日

長野県教職員組合

長野県障害児学校教職員組合